

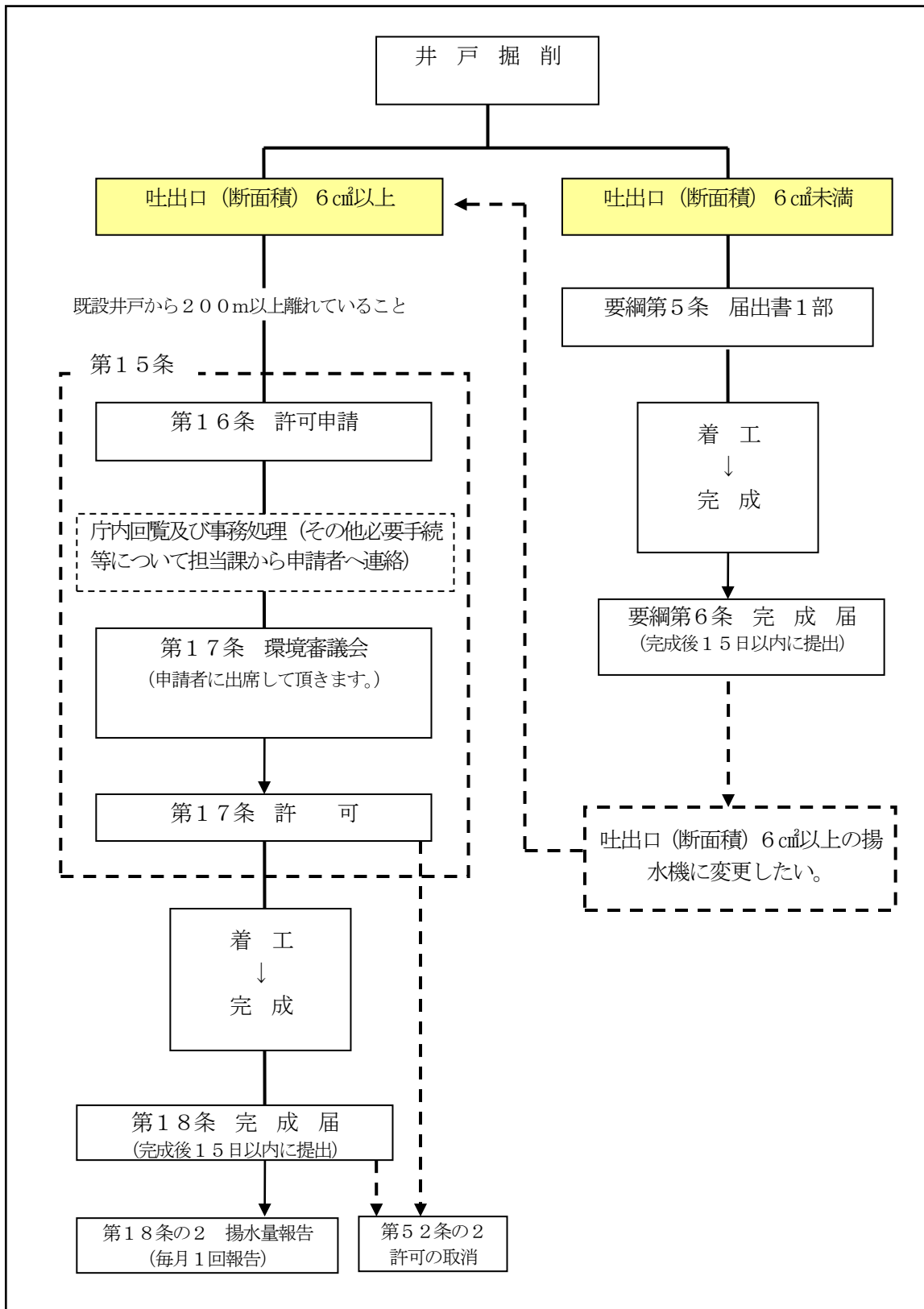
井戸掘削許可申請書等作成要領

(茅野市生活環境保全条例の地下水の規制に関する手続き)

茅野市 市民環境部

環 境 課

井戸掘削申請の手続きフロー図



留意事項

- ※ 申請書類は、A4 版で作成してください。(A4 版以上の図面等は、A4 版に折り綴ること。)
- ※ 各書類に「地図」「公図」等と明示してください。
- ※ 綴り順は、下記の番号順(不要なものは除く。)とし、全てに一連のページ番号を付してください。
- ※ 提出部数 2 部(正、副 1 部、副本は、許可書に添付し、お返しします。)
上記 2 部のほか審議会用に後日 22 部提出していただきます。提出日は後日連絡します。また、環境審議会の会議へ出席をお願いすることになりますのでご承知おきください。
- ※ 地下水を申請の用途に供することが必要か、他の水をもって代えることが困難か等について十分検討し、申請をしてください。
- ※ 近隣に井戸や湧水がある場合、影響を及ぼすことがないか等、水利関係者又は地元関係区と十分調整を行い、申請をしてください。影響が出た場合、井戸の改良が必要となる場合や、または廃止していただく場合があります。

【井戸掘削許可申請に必要な書類及び説明】

- 1 井戸掘削(変更)許可申請書(様式第 1 号)
※P6 の記入例参照
- 2 地図
縮尺 1/25000 の地図(1/25000 以外の場合は、縮尺を表示すること。)
※ 申請位置を赤塗表示し、「申請箇所」と記入すること。 ※ 方位を表示すること。
- 3 公図
法務局の公図の写し
※ 申請位置を表示し、「申請箇所」と記入すること。 ※ 方位を表示すること。
※ 申請位置及び周辺の地目、所有者を記入すること。
※ 道路(赤線)は赤色で、水路(青線)は青色で色塗りをする。
- 4 位置図
住宅地図等で、井戸を掘削する位置、周囲の状況が分かる図面
※ 申請位置を赤塗表示し、「申請箇所」と記入すること。 ※ 方位を表示すること。
- 5 電気探査による $\rho \sim a$ 曲線図または柱状図
※ 井戸を掘削する専門業者等に相談してください。
- 6 井戸掘削理由書
※ 他の水をもって代えることが困難な理由を記載する。
- 7 土地所有者の同意書
※ 掘削する土地が自己所有地以外の場合は土地所有者の同意が必要です。

8 関係水利権者の承諾書

- ※ 井戸掘削予定地周辺の井戸所有者、湧水所有者など関係水利権者の承諾書。
- ※ 関係水利権者等については、関係区長に相談してください。

9 井戸の構造図

完成後、揚水量を毎月報告していただきますので、採取した地下水の量を計量できる構造であることが分かる図面とし、設置する揚水機、量水器の型番、性能等が確認できる資料を添付してください。

【許可の基準】(条例第 17 条)

第 17 条 市長は、前条の許可の申請があったときは、茅野市環境審議会(茅野市環境にやさしいまちづくり条例第 20 条に規定する審議会をいう。以下「審議会」という。)の意見を聴き、当該申請に係る井戸が次に掲げる基準に適合しているときは、許可するものとする。

- (1) 地下水の合理的な利用に支障がないと認められること。
- (2) 地下水を申請の用途に供することが必要かつ適当と認められること。
- (3) 他の水をもって代えることが困難なこと。
- (4) 既設井戸(吐出口の断面積が6平方センチメートル以上)との距離が200メートル以上離れていること。ただし、季節的に使用する井戸については、別に規則で定める。
- (5) その他規則で定める基準に適合していること。

2 前項の許可には、条件を付することができる。

【井戸完成届出書の提出】

- 1 井戸が完成したときは、15 日以内に「井戸完成届出書」(様式第 3 号)を提出してください。

【揚水量の報告】

- 1 完成後、使用水量を計量し「揚水量報告書」により報告してください。
- 2 使用水量は、井戸ごとに毎日計量し、記録してください。

ただし、揚水量が一定している場合は、一週間に一度の計量でも結構です。

- 3 揚水量報告書の用紙は環境課にあります。同様の様式で作成したものを使用していたただいても結構です。
- 4 上記により集計した報告書を、翌月の 5 日までに報告してください。報告の方法は郵送、ファックス、電子メールなど利用しやすい方法で結構です。

宛 先

郵送：〒391-8501 茅野市塚原二丁目 6 番 1 号 茅野市役所 環境課 環境保全係あて
ファックス：0266-82-0234 環境課 環境保全係あて
電子メール：kankyo@city.chino.lg.jp 環境課 環境保全係あて

【変更・廃止に必要な手続き】

- 1 計画を変更する場合

許可受けた井戸のストレーナーの位置、揚水機の種類、吐出口の断面積を変更する場合は、変更許可申請書を提出してください。様式は「井戸掘削(変更)許可申請書」(様式第 1 号)です。

2 井戸の使用目的の変更又は権利の変更をする場合

許可を受けた井戸の使用目的を変更する場合は、「井戸の使用目的の変更（権利譲り受け）届出書」（様式第4号）を提出してください。

井戸の権利を譲り受けようとする場合は、譲り受けようとする者が、「井戸の使用目的の変更（権利譲り受け）届出書」（様式第4号）を提出して下さい。

3 井戸を廃止する場合

許可を受けた井戸を廃止したときは直ちに原状回復し、「井戸の廃止届出書」（様式第5号）を提出してください。

【枯渇又は地盤沈下等に対する措置】

1 井戸所有者は、付近の水の枯渇又は地盤沈下等の現象が出たときは、ただちに取水を中止し、原因を究明してください。

2 上記1において原因が究明されたときは、その原因に基づき井戸の改良を行い、被害者に対する処置をしてください。

3 上記2において井戸の改良が著しく困難な場合は、廃止していただくことになります。

【許可の取り消しと罰則などについて】（第52条の2～第57条から関係条文を抜粋）

（許可の取消し）

第52条の2 市長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、自然環境の保全上若しくは生活環境の保全上又は公益上特に必要と認めるときは、この条例の規定によってした許可を取り消すことができる。

(1) 第15条、第20条、第25条又は第27条の規定により許可又は変更の許可を受けた者が、当該井戸又は開発を完成させる見込みがないと認めたとき。

(2) 第18条の規定により届出をした者が、当該井戸を使用する見込みがないと認めたとき。

(3) その他市長が必要と認めたとき。

（※第15条 地下水採取の許可 ※第20条 井戸の変更の許可 ※第18条 完成の届出）

（原状回復命令等）

第53条 市長は、特に必要があると認めるときは、第15条、第17条、第20条、第25条から第27条まで及び第29条から第36条までの規定に違反し、若しくは第17条第2項及び第26条第2項の規定により付した条件に違反した者又は前条の規定によって許可を取り消された者に対して、その自然の保護のために必要な限度において、原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合には、これに代わるべき必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

（※第17条 井戸掘削許可の基準 ※第17条第2項 掘削許可には条件を付すことができる）

（違反者の公表）

第55条 市長は、第50条の規定による処置命令、第52条の規定による停止命令又は第53条の規定による原状回復命令等に従わないときは、その旨を公表することができる。

（罰則）

第57条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

(2) 第53条の規定に違反して、原状回復に代わるべき措置を採らなかった者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 第15条第1項若しくは第2項又は第20条第1項の規定に違反した者

記入例 (井戸掘削 (変更) 許可申請書)
様式第 1 号(第 2 条関係)

令和 3 年 1 2 月 2 0 日

(あて先)茅野市長

住 所 茅野市塚原二丁目6番1号
申請者
氏 名 茅 野 太 郎
(法人にあっては、その住所、名称及び代表者の氏名)

井 戸 掘 削 (変 更) 許 可 申 請 書

井戸を掘削(変更)したいので、茅野市生活環境保全条例第 16 条(第 20 条)の規定により、下記のとおり申請します。

記

地 下 水 の 用 途	飲料水、農業用、冷却水、散水用など		
井 戸 の 設 置 場 所	茅野市〇〇字〇〇 〇〇〇〇番地		
掘 削 の 方 法	ロータリー工法、エアハンマー工法など		
井 戸 の 口 径	1 0 0 mm		
※1 井 戸 の 深 さ	6 0 m		
※1 井戸のストレーナーの位置	(1) 上限	4 0 m	下限 5 5 m
	(2) 上限	m	下限 m
揚 水 量	8 0 m ³ /日		
揚 水 機 の 種 類	水中ポンプ ジェットポンプ など	吐出口径	4 0 mm
		断面積	1 2 . 5 6 cm ²
揚 水 機 の 能 力	3 . 7 KW		
掘 削 着 手 予 定 年 月 日	令和 4 年 3 月 1 0 日		
掘 削 完 了 予 定 年 月 日	令和 4 年 3 月 3 0 日		
掘 削 担 当 者 住 所 氏 名	〇〇県〇〇市〇〇 〇〇〇〇番地 株式会社〇〇〇〇 塚原次郎		
(変更の場合のみ) ※2 許 可 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日許可 茅野市指令第 号		
添 付 書 類	1 井戸の位置を示す 2 万 5 千分の 1 の地図、公図及び位置図 2 電気探査による ρ～a 曲線図又は柱状図 3 他の水をもって代えることが困難な理由書 4 井戸の構造図		

備考 ※1 井戸の深さ、ストレーナーの位置は、地表からの深さを記入すること。
※2 既に許可を受けている井戸を変更しようとするときは、許可又は届出の年月日及び番号を記入し、変更しようとする箇所を記入すること。

記入例（井戸完成届出書）
様式第3号(第4条、第5条関係)

令和4年 4月 5日

(あて先)茅野市長

住 所 茅野市塚原二丁目6番1号
届出者
氏 名 茅 野 太 郎
(法人にあっては、その住所、名称及び代表者の氏名)

井 戸 完 成 届 出 書

井戸が完成したので、茅野市生活環境保全条例第18条(第19条)の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

許可年月日及び番号	令和4年 2月 5日許可 茅野市指令第7－10号	
井戸の設置場所	茅野市〇〇字〇〇〇 〇〇〇〇 番地	
井戸の口径	100mm	
※1 井戸の深さ	60 m	
※1 井戸のストレーナーの位置	(1) 上限 44.50 m 下限 56.50 m	
	(2) 上限 m 下限 m	
揚水量	80 m ³ /日	
揚水時間	10 時間 分/日	
揚水機の種類	水中ポンプ ジェットポンプ など	吐出口径 40 mm
		断面積 12.56 cm ²
揚水機的能力	3.7KW 0.15 m ³ /min	
自然水位	10.20 m (令和4年 4月 1日測定)	
動水位(揚水位)	37.50 m (令和4年 4月 1日測定)	
掘削担当者住所氏名	〇〇県〇〇市〇〇 〇〇〇〇番地 株式会社 塚原次郎	
使用開始年月日	令和4年 4月 2日 使用開始	
添付書類	1 既設井戸にあっては、井戸の位置を示す2万5千分の1の地図及び位置図 2 地質柱状図及び電気検層図※2 3 水質試験結果表	

備考 ※1 井戸の深さ及びストレーナーの位置は、地表からの深さを記入すること。
※2 条例第19条の規定による届け出をするときは、省略可。

記入例（井戸の使用目的の変更（権利譲り受け）届出書）
様式第4号(第6条関係)

令和4年10月25日

(あて先)茅野市長

住所 茅野市本町西 50番1号
届出者 株式会社 ○○○○
氏名 代表取締役 城山 三郎
(法人にあっては、その住所、名称及び代表者の氏名)

井戸の使用目的の変更(権利譲り受け)届出書

井戸の使用目的又は使用者を変更したいので、茅野市生活環境保全条例施行規則第6条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

変更等 前の 井戸	許可年月日及び番号	令和4年 2月 5日許可 茅野市指令第7－10号	
	井戸の設置場所	茅野市○○字○○○ ○○○○番地	
	井戸の口径	100mm	
	※1 井戸の深さ	60 m	
	※1 井戸のストレーナーの位置	(1) 上限 44.50m 下限 56.50m	
		(2) 上限 m 下限 m	
	揚水量	80 m ³ /日	
	揚水時間	10 時間 分/日	
	揚水機の種類	水中ポンプ ジェットポンプなど	吐出口径 40 mm
			断面積 12.56 cm ²
	揚水機的能力	3.7 KW 0.15 m ³ /min	
使用目的の変更	変更前	農業用水	
	変更後	部品などの洗浄水	
権利譲渡者	譲渡前の権利者の住所氏名 (法人にあっては、その住所、名称及び代表者の氏名)	茅野市塚原二丁目6番1号 茅野 太郎	

備考 ※1 井戸の深さ及びストレーナーの位置は、地表からの深さを記入すること。

記入例 (井戸の廃止届出書)
様式第5号(第7条関係)

令和4年10月25日

(あて先)茅野市長

住所 茅野市塚原二丁目6番1号
届出者

氏名 茅野 太郎
(法人にあっては、その住所、名称及び代表者の氏名)

井戸の廃止届出書

下記の井戸を廃止したので、茅野市生活環境保全条例第21条の規定により届け出ます。

記

許可年月日及び番号	令和4年 2月 5日許可 茅野市指令第7-10号
井戸の設置場所	茅野市〇〇字〇〇〇 〇〇〇〇番地
井戸の深さ	60 m
廃止の理由	・水道に接続するため、井戸を廃止したい。 ・水量が減ってきたため、新たに井戸を掘りたいので井戸を廃止したい。 など
廃止後の処置の方法	・土砂により井戸を埋める。 など

吐出口断面積6cm²未満の井戸の届出書の記入例（井戸掘削（変更）届出書）
様式第2号(第5条関係)

令和4年 4月 1日

(あて先)茅野市長

住 所 茅野市塚原二丁目6番1号
届出者
氏 名 茅 野 太 郎
(法人にあつては、その住所、名称及び代表者の氏名)

井戸掘削(変更)届出書

井戸を掘削(変更)したいので、茅野市地下水資源利用の適正化に関する要綱第5条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

地下水の用途	散水用		
井戸の設置場所	茅野市塚原二丁目6番1号		
掘削の方法	エアーハンマー工法、ロータリー工法		
井戸の口径	100mm		
※1 井戸の深さ	30m		
※1 ストレーナーの位置	(1) 上限	20 m	下限 28 m
	(2) 上限	m	下限 m
揚水量	1.0 m ³ /日		
ポンプの種類	水中ポンプ ジェットポンプ など	吐出口径	20 mm
		断面積	3.14 cm ²
ポンプの能力	300 W		
掘削着手予定年月日	令和4年 4月 15日		
掘削完了予定年月日	令和4年 4月 30日		
掘削担当者住所氏名	〇〇県〇〇市〇〇 〇〇〇〇番地 株式会社〇〇〇〇 塚原次郎		
(変更の場合のみ) ※2 届出年月日及び番号	年 月 日届出 茅野市指令 号		
添付書類	1 井戸の位置を示す2万5千分の1の地図、公図及び位置図 2 電気探査によるρ～a曲線図又は柱状図 3 他の水をもって代えることが困難な理由書 4 関係水利権者の承諾書		

備考 ※1 井戸の深さ、ストレーナーの位置は、地表からの深さを記入すること。
※2 既に届け出ている井戸を変更しようとするときは、届出番号を記し変更しようとする箇所を記入すること。

吐出口断面積6cm²未満の井戸の届出書の記入例（井戸完成届出書）

様式第3号(第6条関係)

令和4年 5月 2日

(あて先)茅野市長

住 所 茅野市塚原二丁目6番1号
届出者

氏 名 茅 野 太 郎
(法人にあつては、その住所、名称及び代表者の氏名)

井 戸 完 成 届 出 書

井戸が完成したので、茅野市地下水資源利用の適正化に関する要綱第6条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

掘削届出年月日 及 び 番 号	令和4年 4月 1日 届出 第9－1号		
井戸の設置場所	茅野市塚原二丁目6番1号		
掘削の方法	エアハンマー工法、ロータリー工法 など		
井戸の口径	100mm		
※1 井戸の深さ	30m		
※1 ストレーナーの位置	(1) 上限	20.50 m	下限 28.50 m
	(2) 上限	m	下限 m
揚水量	1.0m ³ /日		
ポンプの種類	水中ポンプ ジェットポンプ	吐出口径	20 mm
		断面積	3.14 cm ²
ポンプの能力	0.3 kW 0.035 m ³ /min		
自然水位	10.50 m(令和4年 5月 1日測定)		
動水位(揚水位)	18.50 m(令和4年 5月 1日測定)		
掘削担当者住所、氏 名 及 び 電 話 番 号	〇〇県〇〇市〇〇 〇〇〇〇番地 株式会社〇〇〇〇 塚原次郎 電話番号0000－00－0000		
使用開始年月日	令和4年 5月 3日 使用開始		
添付書類	1 既設の井戸にあつては、井戸の位置を示す2万5千分の1の地図及び位置図 2 地質柱状図及び電気検層図 3 水質検査結果表		

備考 ※1 井戸の深さ及びストレーナーの位置は地表からの深さを記入すること。

お問い合わせは

茅野市役所 市民環境部 環境課 環境保全係
住所 391-8501 茅野市塚原二丁目6番1号
TEL 0266-72-2101(内線 262.263)
FAX 0266-82-0236
E-mail kankyo@city.chino.lg.jp